

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年11月4日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100071号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100041号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年12月24日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成16年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月24日

請求期間について、私はA社から30万円の賞与の支払を受けていたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録のうち、当該期間に係る標準賞与額の記録がない。

賞与が振り込まれていた預金通帳(写)を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社から請求期間において30万円の賞与の支払を受けていた旨主張しているところ、請求者から提出された預金通帳(写)によると、当該期間において、同社から賞与を振り込まれていることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者は請求期間に係る年を除き年2回の賞与を支払われていることが確認できるところ、事業主は、請求者に対して当該期間のみ賞与を支払わなかったことはなく、賞与額については万単位で支払っており、当該期間の賞与から法定どおりの社会保険料を控除していた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記預金通帳(写)における当該期間の振込額及び事業主の陳述内容から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 12 月 24 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100077号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100042号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年7月13日の標準賞与額を55万円に訂正することが必要である。

平成24年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年7月13日

請求期間について、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与支給明細書(写)を提出するので、調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与支給明細書(写)、B銀行から提出された請求者に係る取引推移一覧表及びA社から提出された賞与過去実績一覧表(写)から判断すると、請求者は、当該期間において、同社から55万円の賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額55万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年7月13日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。